

○武川政策統括官 それでは、定刻になりましたので、これより第13回「障害者政策委員会」を開会いたします。委員の皆様には御多忙中のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は初回でございますので、会長の選出まで司会を務めさせていただきます、政策統括官の武川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに私のほうから、本日お集まりいただいた委員の方々を御紹介させていただきます。

まず日本身体障害者団体連合会副会長、阿部一彦委員。

静岡県立大学、石川准委員。

全日本ろうあ連盟理事長、石野委員。

日本難病・疾病団体協議会代表理事、伊藤委員。

敦賀温泉病院、上野委員。

日本経団連労働政策本部主幹、遠藤委員。

東京大学先端科学技術センター特任研究員、大河内委員。

全国脊髄損傷連合会副代表理事、大濱委員。

全国地域生活支援ネットワーク代表理事、大原委員。

電通パブリックリレーションズ、大日方邦子委員。

全国盲ろう者協会評議員、門川委員。

弁護士、加野委員。

全国肢体不自由児者父母の会連合会理事、河井委員。

全国精神保健福祉会連合会顧問、川崎委員。

全国市長会、清原委員。

DPI日本会議事務局長、佐藤委員。

全国知事会、高橋委員。

日本盲人会連合会、竹下委員。

全国手をつなぐ委員会連合会統括、田中委員。

日本相談支援専門員協会代表理事、玉木委員。

筑波大学教授、柘植委員。

中京大学教授、辻井委員。

毎日新聞社、野澤委員。

日本労働組合総連合会政策局長、花井委員。

日本精神科病院協会理事、平川委員。

ユニバーサルデザインコンサルタント、エッセイスト、松森委員。

全国身体障害者施設協議会、三浦委員。

日本知的障害者福祉協会、山崎委員。

本日、大濱委員、大日方委員、門川委員、清原委員、竹下委員、辻井委員、花井委員は所用のため御欠席となっております。

それでは、委員会の開催に当たりまして、森まさこ内閣府特命担当大臣より御挨拶いただきます。お願いいたします。

○森大臣 担当大臣の森まさこでございます。

本日は、新しい委員の皆様をお迎えをして障害者政策委員会を開催させていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中委員をお引き受けくださり、本当にありがとうございます。

私が就任してから1年8カ月たちましたけれども、この間、障害者施策におきましては大きな動きがございました。まず、昨年6月に障害者差別解消法が成立をし、成立したときの国会に傍聴にいらしていた方も本日お見えになっていて、そのときの感動をまた思い出したわけでございますが、そして、その後、9月には第3次障害者基本計画を策定いたしました。さらに、本年1月に障害者権利条約を批准しました。

権利条約の批准に至る過程においては、障害者当事者、関係者の皆様の熱心な御活動、そして、さまざまな御意見を伺いながら、ともに取り組みを進ませていただいております。今後も引き続き皆様に御議論に参加をいただきながら、障害者施策を一層推進してまいりたいと思っております。

平成28年4月に施行される障害者差別解消法は、障害者の自立と社会参加による自己実現を支援することを目的とするものであり、委員の皆様におかれては、まず、この法律に基づく基本方針の策定に向けて御議論いただくこととなります。本法の趣旨が広く社会に浸透し、国民の理解と協力を得ながら、あらゆる分野において共生社会の実現に向けた取り組みが進められるよう、委員の皆様におかれましては、実りある御議論をいただきますようお願いを申し上げます。

○武川政策統括官 ありがとうございます。

大臣は所用のため、これで退席いたします。

(森大臣退室)

○武川政策統括官 では、報道カメラも御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○武川政策統括官 それでは、本日お集まりいただきました委員の皆様方、一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。先ほどと同順でございますが、お一人1分程度でお願いしたいと思います。

まず、阿部委員からお願いいたします。

○阿部委員 阿部です。

この障害者政策委員会は、障害者施策推進に関してすごく大きい意味があるのだと思います。障害がある私たちが暮らしやすいということは誰でもが暮らしやすい社会につながるようになると思いますので、そのような視点から、指定障害福祉サービスを受けている方ももちろんですが、必ずしも障害福祉サービスを受けていない障害のある一人一人のためにも検討を深めて参りたいと思います。このことは、高齢社会の中で暮らしやすさを考

えるとき、すごく役割は大きいことだと思いますので、そのようなことも念頭に置いて政策委員会の委員を務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○武川政策統括官 ありがとうございます。

では、石川委員、お願いいたします。

○石川委員 石川です。

私は専門は社会学です。仲間と一緒に10年ほど前に障害学及び障害学会の立ち上げなどもやってまいりました。また、視覚障害者用の支援機器の開発をずっと手がけてきておりまして、実は障害者政策に関してはむしろ比較的最近になってから関わるようになった、どちらかという新人に属する者です。

障害者政策を進めていかないと、個々の努力あるいは技術的な解決だけではどうにもならない問題があるということを感じて、そのように仕事を広げつつあるという状態です。まだよくわからないところがたくさんありますけれども、よろしく願いいたします。

○武川政策統括官 ありがとうございます。

続きまして、石野委員、お願いします。

○石野委員 皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました全日本ろうあ連盟理事長、石野と申します。

本業は、滋賀県にございます聴覚障害者情報提供施設の施設長を務めております。これ以外に全国聴覚障害者情報提供施設協議会の理事長も兼務しております。情報アクセシビリティ、また手話言語について皆様と一緒に考えて進めていくことができると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

政策委員会では、以前より務めさせていただいておりますが、改めて決意を新たに、臨みたいと思っております。よろしく願いいたします。

○武川政策統括官 では、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 日本難病・疾病団体協議会の伊藤と申します。

難病につきましては、この2月に難病法が成立いたしまして、また児童福祉法の中の小児慢性特定疾患に関する条項が改正されまして、ようやく難病問題も本格的に障害者施策の中に取り入れられることになりました。また、昨年4月から総合支援法の中に難病というものを入れていただきましたが、しかし、この1年間取り組んできて、また新たな法律ができてみて改めて感じているのですが、法律ができました、いろいろ仲間にも入れてもらいました、しかし、実際の場合ではまだまだ先行している障害者福祉の足元にも及ばないような実態がございます。そういう意味で、これからも皆様の御支援、御協力をお願いしたいと思います。

また、最近、医学の発達で、従来障害という枠で捉えられていたさまざまな障害につきましても治療の対象になる、そういう時代になってきております。ますます病気であるかないか、どういう障害であるかというようなことの壁を取り払わなければならない時代だ

と思っております。

非力でありますけれども、そういう観点からこの政策委員会でいろいろ発言をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 では、上野委員、お願いします。

○上野委員 上野です。

私は、本職は精神科の医師をしております。精神科の医師を二十数年間やっております、精神科医療、残念ながら日本の精神科医療は国際的な水準からかなり離れていて、問題をかかなり抱えていると私は認識しております。

私は、障害者政策委員会は2期目なのですが、前回、精神障害の当事者の方がいらっしまったのです。でも、今回は残念ながら当事者の方が選ばれませんでした、平川先生と私と精神科医療の提供者が2人選ばれているというような状態になっています。

私のほうでは、実際に障害の当事者の思いだとか、気持ちだとか、どれぐらい私が理解しているかなかなかわからない部分もありますけれども、ぜひ私自身が精神障害の当事者の立場を代弁できるような形にしていけたらと思っております。

皆様、よろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 遠藤でございます。

私も2期目ということでまたお仲間に入れていただくことになりました。1期目のときも申し上げておりますことを繰り返させていただきます。この会議に臨むに当たって考え方は1つでございます。障害の有無にかかわらず、この会議の言葉を借りれば、分け隔てなくということかと思いますが、多様なニーズを踏まえた社会実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

存じ上げないことが多々あるかと思っておりますので、皆様方の御指導を仰ぎながら会議に臨んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 続きまして、大河内委員、お願いします。

○大河内委員 大河内直之と申します。

東京大学先端科学技術研究センターという長い名前のセンターがございまして、そのバリアフリー分野というところに所属をしております。バリアフリーを重点的に研究するという目的で設置がされているところです。

私は主に、見えなくて聞こえないという障害をあわせ持つ盲ろうの人たちの支援に関する研究がメインテーマなのですが、バリアフリーという名前がつくと何でもやらなければいけないようなところでして、御縁がありまして、最近では映像メディアのバリアフリー化に関する研究、具体的には映画のバリアフリー化に関する研究にもここ4年ほど携わらせていただいております。

まだまだ初めてのことでどのぐらいお役に立てるのか全く未知数なのですが、全力で取り組みたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 大原委員、お願いします。

○大原委員 全国地域生活支援ネットワークの大原と申します。

私自身は北海道にある小さな町で社会福祉法人をやっております。その小さな町での実践を日々考えるのは、決して地域の中では障害のある方だけが困っているということではなくて、いろんな子供たちでしたり、例えば妊婦さんでしたり、けがをして一時的に生きづらさを感じてしまう方、もちろん高齢者の方々、いろんな方々が地域の中でニーズを抱えていらっしゃる。ですから、こうしたことを踏まえると、今回の政策が単に障害のある方の差別を解決するというのではなくて、地域全体がどういうふうに住みやすいものをつくっていくのかということをご期待してこの委員会に参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 続きまして、加野委員、お願いします。

○加野委員 加野でございます。

私は弁護士として企業や個人のさまざまな案件にこれまで取り組んでまいりました。また、私個人が10歳の次女がダウン症で障害のある子を育てている母親という立場でもあります。公益財団法人日本ダウン症協会の仕事をボランティアで少しお手伝いをしたりしております。今回、この委員に新しくつきまして、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 河井委員、お願いします。

○河井委員 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会、長いので今後全肢連と略させていただきますが、河井と申します。

私の子供は小頭症による四肢体幹機能障害ということで1種1級、愛の手帳、療育手帳なのですが、1度の重症心身障害者で、なおかつ鼻腔留置の経管栄養とネーザルのエアウェイを使用しているため、かなり頻回に吸引が必要な医療的ケアのある子供を在宅で育てております。

こういった私のような立場の人間がこのような霞が関での会議に出席できるというのが、やはり随分障害者施策が進んできたのだろうなとは思っておりますが、まだまだいろいろな困難を抱えて在宅で介護している保護者がたくさんおりますので、そういったことをこの場で意見交換をできたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 続きまして、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 私、精神障害者の家族会でございます。

精神障害者に関しましては、もう皆様御存じのように、大変に制度、政策の面では他の障害の方とおくれている面がありまして、それは実は偏見から来る差別ではないかと思っておりますので、今回、この差別解消法においていろいろと基本方針が出されておりますけれども、実際、それがいわゆる絵の中の餅にならないように地域で実行されるということをご切に望んでいるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 続きまして、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 皆さん、こんにちは。DPI日本会議の佐藤と申します。

私は、子供のときに障害を持ちまして、子供のときは4年ほど施設に入っておりました。そういうこともあって、障害者のために活動していきたいと思ひまして、23年間、障害者の自立支援をしておりました。ことしの6月にDPIの事務局長になりました。DPIは障害の種別を超えて障害者の権利と自立を進める、そういう団体です。

昨年、差別解消法が成立したとき、私は国会で傍聴させていただきました。全会一致で成立したとき、本当に感激をいたしました。ようやく日本も障害の有無によって分け隔てられることない共生社会ができていくのだ、今年の1月には権利条約も批准しました。そういう新しい時代が日本は始まっていくのだ、そういうふうに思っています。力一杯やりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○武川政策統括官 それでは、高橋委員の代理の坂本様、お願ひいたします。

○高橋委員代理 北海道庁でございます。委員であります北海道知事の高橋、本日所用のため欠席させていただきます。代理の障害者行政担当局長の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。

北海道におきましては、平成22年に障害のある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを目指しまして、千葉県に続きまして2番目の障害者条例を制定しております。このたびは国におきまして1月の権利条約の批准でありますとか、ここ数年における虐待防止法ですとか、差別解消法の制定を非常に喜ばしく考えております。

今後、国の施策がいろんな地域によって格差が起きないように施策展開、これを非常に地方自治体としては望んでおります。そういう立場で御意見を言っていきたい、お話しさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○武川政策統括官 田中委員、お願ひいたします。

○田中委員 全国手をつなぐ育成会連合会の田中と申します。

前回のときには、社会福祉法人格として事業体を構えた運動体の事務局からということでしたが、ことしの7月に新たな組織として、連合会という位置づけで全国の47都道府県と旧の政令指定都市の皆さんで運動を進めていくということに組織替えをいたしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

このたびの障害者政策委員会には、権利条約の批准の締約国になったという位置づけで、障害のある方たちの割り引かれがないような視点でモニタリング機能を発揮するこの機能を充実させる役割としての参加と、一方で、共生社会の実現のために、差別解消法の具体化をしていく際に地域協議会という仕組みを活性化させる。この視点が両方必要になったときには、障害分野ごとの視点で、進んでいるとか遅れているといったことではなく、本当に困っている支援が必要な人への対応が、高齢や貧困や子育てにも及ぶような関わりとして、この障害者政策委員会が進めていければというような視点で臨みたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○武川政策統括官 玉木委員、お願ひいたします。

○玉木委員 日本相談支援専門員協会の玉木です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、私がこの委員会に来てくださいと言われたときに、なんで私が委員にと思いました。結局は何が言いたいかというと、今回、私の立場としては、障害があるとか、何かの会の代表をしているとかそういうことではありません。障害のある人もない人も生きづらさを抱えていたり感じている人たちが、その課題を解消していけるような社会に変えていく一助になればなと思ってやってきました。

だから、法律ができたからとか、条例ができたからということだけでこの生きづらさというのは解決できないと思っております、この会議でも、時間がないからとか、お尻が決まっているからということだけで論議を一足飛びにしたり、話を聞く時間を短くしたりということだけは避けていただきたいなと切に願っておる次第であります。微力ですが一生懸命頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○武川政策統括官 柘植委員、お願いします。

○柘植委員 よろしく申し上げます。

今回から初めて委員として参加させていただいております筑波大学の柘植と言います。筑波大学の中にあります人間系の障害科学域というところに所属しております。さまざまな障害に関する研究者、50~60名ほどからなる研究者集団で、恐らく日本で最大規模だと思います。その中で、知的障害、発達障害、行動障害、自閉症を特に集中的に研究する分野に所属しております。専門は特別支援教育でございます。ということで、共生社会の実現に向けまして、教育の視点からできることは何かということで発言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○武川政策統括官 野澤委員、お願いします。

○野澤委員 本業は毎日新聞の論説委員をしております。私自身は、重い知的障害と自閉症を持った子供の父親であります。時々息子がパニックになってしまってあざだらけだったりすることがありますけれども、決して彼は乱暴でも我がままでもなくて、こちら側が非常に暮らしにくい状況をつくっているということだと思っております。この前も地元のスーパーでパニックになってしまって、そこからこんな奴を連れてくるなと言って追い出されたということがありました。ただ、千葉県には障害者の差別をなくす条例があります。その条例の相談員さんを通して、今、とてもいい解決の方向に向かっております。なかなかこういうことは本業では書けないのですが、こういうふうな小さな現場で起きていることを各地に広げていくというのは、私は障害者がよくなるだけではなくて、そこで暮らす子供やお年寄りや、いろんな人たちが暮らしやすい町になっていこうと思っておりますし、世の中を柔らかく深く変えていくことがこの障害者差別解消法ができることだと思います。

地域協議会のモデルの事業にも携わっておりますけれども、残念ながら、まだ世間一般と我々と温度差が非常に激しいものを感じます。この障害者差別解消法が持っている本当

の良さみたいなものを多くの人たちに知っていただいで、できるだけいい法の施行に持っていったらということをおもっています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○武川政策統括官 平川委員、お願ひします。

○平川委員 平川です。

日本精神科病院協会の理事をしております。本業は、東京都の八王子市で精神科の病院の院長をしております。今回から委員となりましたので、よろしくお願ひいたします。

精神障害は統合失調症、躁鬱病、ストレス関連疾患、薬物依存、発達障害や認知症など、さまざまな疾患によってもたらされます。症状や重症度も病気によってもさまざま違いますし、さらに症状も固定しておらず、周囲の状況によっても簡単に変化してしまうものです。表面的には非常にわかりにくいことから、多くの場合は軽く評価されてしまうので大変我々としては困っています。

また、我々精神科医療はここ25年以上にわたり、入院中心から地域生活支援に治療の目的や方法を変更して努力してまいりました。実際に精神科クリニックがたくさん開設され、治療の敷居も下がっているため、通院患者数も増加しております。実際に入院経験のない精神障害者がふえていることは、この四半世紀の我々の成果であるとも言えると思います。

これに加えて、長期入院患者さんの退院促進も熱心に行われているため、地域で生活している重度な精神障害者が急増しております。最も困ることは、体の病気で救急車を呼んでも救急病院が受け入れてくたさらない、また就職しようと面接に行っても正直に精神障害を口にしたら採用されなかったというような困った事例が日常茶飯事にございます。

もっと雇用を拡大できるような施策を推進するとともに、地域における小さな失敗をカバーし、修正し、地域の人たちとともに安心して生活できるような体制整備をして偏見をなくしていきたいと考えています。

しかし、一方で、精神障害は病気、疾患に基づく障害であるため、医療や福祉との関係が切れてしまっているのは、本人並びに周囲にも悪影響が出ることは容易に予測ができます。精神障害者が地域で暮らす権利があるならば、みずからの障害特性を理解し、医療や福祉とつながりを持っていく義務もあるべきだと思ひます。これも差別偏見の解消に重要だと思ひます。

最後に、認知症についてですが、認知症は精神科病院で診るべきでないという意見がございすが、認知症は精神疾患であり、認知症に基づく精神症状の治療、そして、介護保険など、社会資源を利用したチーム医療については、精神科の最も得意とするところであり、精神科が診るべき疾患であると思ひます。一律に否定することは精神科病院に対する偏見以外何物もないと考えます。精神病院を精神科病院と改名しなければならなかったように、精神科病院に対する偏見が存在します。もちろん、認知症を診るべきでないと思うような好ましくない病院もあることも事実です。そういう病院を1つでもなくていくよう、施策を進めていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○武川政策統括官 松森委員、お願ひします。



○松森委員 松森果林と申します。

私は中途失聴者です。17歳のときに聞こえなくなっ、そのころ、自分が希望していた専門学校2つから、聞こえないという理由で断られるという経験をしました。いわゆる健常者という世界と障害者という世界、両方の状態を知っているのです。そうした立場を強みにして、現在はみんなが暮らしやすい社会づくりのアドバイスや講演活動、大学講師など、フリーランスで仕事をしています。

個人的には、テレビの番組には字幕があってもテレビのコマーシャルには字幕がない情報格差を17年前から指摘して、課題の提案を行ってきました。ことしの1月にやっと総務省の方から、国としてテレビのコマーシャルにも字幕をつけるという方針を出し、検討会が立ち上がりいろんな人が同じ情報を得られるような社会に向けて活動しております。

この委員会の就任は初めてなので、まだまだわからないことばかりですが、聴覚障害の当事者という立場でありながら、子育てをしている母親という立場、また主婦でもあることを、実社会の中で働いていること、女性であること、さまざまな立場と視点から関わっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 三浦委員、お願いします。

○三浦委員 名簿の下から2番目でございますけれども、全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会の三浦と申します。

2期目に当たります、今回、北海道からの委員さん方が多いので、私は南の九州から来ているのですが、南の大らかさを持って、インクルーシブ社会の構築ということをご一緒に希求していければと思っております。

全国身体障害者施設協議会は、常時介護を必要とし、また医療的ケアを必要とする方々の施設生活支援と地域生活支援を両方行っている協議会でございます。他の者との平等を基礎とするという条約の言葉をかみしめながら、基本方針の策定がまず最初の政策委員会の仕事かと思っておりますけれども、一生懸命務めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○武川政策統括官 最後になりましたが、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 日本知的障害者福祉協会理事の山崎でございます。

札幌市で地域支援専門の法人に勤めております。今日、自己紹介を兼ねて何か一言ということで、何を話そうか随分悩んだのですが、これは現場のことしかないなと、うちを利用されている方たちのことをお話しするしかないなと思っておりますので、少しだけお話しさせていただきます。

サラリーマンには年末調整というものがございまして、うちの100人の利用者の皆さんもサラリーマンですから、年末調整を行います。ご本人が名前や住所を書いたり、職員が療育手帳はBだとかAだとか障害の程度を書いて、課税がされないように努力するわけです。あるとき、ちょうど職員が出払っていて私がある女性利用者さんの書類を書いておりましたら、彼女が、「ねえねえ山崎さん、私、幾ら税金払うの」と聞くのです。驚いてしまっ

て、日本人1億何千万人いて、自ら税金を払いたってというのはあなただけだよという話をして褒めたたえたのです。でも、結果的には、残念ながら非課税ですよという話を彼女にしました。後で彼女の気持ちを考えてみたら、結局、普通に生きたいということなのです。一市民として生きたいということだろうと思ったのです。改めてやれることは何でもやろうと思いました。たとえグループホームの報酬単価が低かろうが、やれることは全部やろうと決意を新たに仕事しております。

今回、知的障害と精神障害の当事者の方が参画されていないということは非常に残念に思っております。私、事業所の職員ですので、所詮当事者のかわりはできません。本政策委員の中に当事者の方がいらっしゃればいいと思いつつながら切に願っているわけでございます。私は私なりに頑張りますが、よろしく申し上げます。

以上です。

○武川政策統括官 ありがとうございました。

また、皆様方の辞令でございますが、封筒に入れて配付してございます。こちらのほうも御確認いただきたいと思っております。

続きまして、事務局を務めさせていただきます内閣府の人事異動について御説明いたします。

まず、大臣官房審議官でございますが、前任の岩淵審議官が内閣府の中の経済財政運営及びシステム担当に転任しております。後任といたしまして、厚生労働省から中島審議官が着任しております。

また、障害者制度改革担当室の新しいメンバーとして政策企画調査官として尾上さんが着任しております。

それでは、委員会の委員長の選任に移りたいと思っております。

資料2の2ページ目に政策委員会令をつけておりますが、その第2条第1項におきまして、委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するという規定になってございます。

それでは、皆様方に委員長の選任をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

野澤先生。

○野澤委員 僭越ながら、私は石川准先生を推薦させていただきたいと思っております。

私、前期、昨年途中からこの委員になりましたけれども、とても難しい局面も多々ありましたけれども、そのときにも石川先生の調整力とお人柄で見事にまとめ上げられたというのを目の当たりにして、これはもう石川先生しかないのではないかと思っております。ぜひ石川先生に委員長に就任していただけたらと思っております。

○武川政策統括官 では、玉木委員、申し上げます。

○玉木委員 私も石川先生をお願いしたいと思います。まず、こういう会議は当然障害のある方が委員長になるべきであるということと、やはり1期目の経験とか、幅広い知識ということをお持ちだと思いますので、ぜひとも石川先生をお願いしたいなと思っております。

○武川政策統括官 ただいま石川委員を推薦いただく御意見がございました。石川委員、お引き受けいただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今後の議事は石川委員長にお願いいたします。

(石川委員、委員長席へ移動)

○石川委員長 御推薦いただきました石川でございます。

それでは、簡単ではございますけれども、一言挨拶をさせていただきたいと思います。

障害者政策委員会は、政府と市民社会をつなぐ大切な橋、ブリッジであると考えます。人々が活発に行き交って対話し、考えを深め、一緒に仕事をするためにそれはあると思います。そうしたとても大切な役割を担っている委員会の委員長として私が余りに非力であり、かつ、まだ至って未熟ではございますけれども、御推薦をいただきましたので本委員会を権利条約の33条2項の独立したモニタリングの仕組みとして正しく機能させられるように最善をつくしてまいりたいと思います。委員の皆様のご協力並びに内閣府をはじめとします政府の御支援、御協力を賜ればと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入らせていただいでよろしいでしょうか。それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、委員長代理の指名というのがございます。委員会令の第2条第3項に、委員長代理を置くことが定められております。また、委員長代理は委員長が指名するとなっておりますので、恐縮ですが、この場で御指名申し上げたいと思います。

前期も委員長代理を務めていただきました三浦委員に引き続き委員長代理をお願いしたいと思います。三浦委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○三浦委員 はい。非力ですが、務めさせていただきます。

○石川委員長 皆様、御承認いただけますでしょうか。

(拍手多数)

○石川委員長 どうもありがとうございます。

それでは、三浦委員、委員長代理の席がございましたので、そちらのほうにお願いします。

(三浦委員、委員長代理席へ移動)

○石川委員長 議事の中身に入りますが、その前に、まず本委員会における発言の際の約束事について申し上げたいと思います。前期からの委員は、既に耳にたこができていますけれども、新しく委員になられた方に特にお伝え申し上げたいと思います。

各委員から発言を求めるときは、まず、挙手をしていただきます。人数が多いときには、名前を記録させていただき関係上、若干長く手を挙げていただく可能性がございますが、御理解をいただければと思います。そして、委員長からの指名を受けてから発言をお願いいたします。可能な限りゆっくりわかりやすく御発言いただくようお願いいたします。できるだけ最初に結論を述べていただき、その後、その理由や補足説明をしていただくとほかの委員にわかりやすいと思います。また、発言の際はマイクに近寄ってお話してください。発言後は必ずマイクのスイッチをオフにしてください。

以上、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、事務局から、この委員会の法的な位置づけ、任務等について説明をしていただきます。繰り返しになりますが、委員を継続されている方は既にご存知の内容が多く含まれておりますけれども、新たに委員になられた方も多くいらっしゃいますので、改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

その後、議事の1つ目としまして、障害者基本法、第3次障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者権利条約など、今後の議論に必要な基本的な事項を事務局から説明していただきます。議事の2つ目ですけれども、こちらは新たに委員となられた方々から、障害者差別解消法に基づく基本方針に関する御意見をお伺ひしたいと思ひます。障害者差別解消法の基本方針を内閣府として策定するに当たって、本委員会が意見を述べることになっております。

まず、会議の流れと資料について事務局より御説明をいただきます。

○加藤参事官 担当参事官の加藤でございます。

まずはお手元の資料の確認をさせていただきます。式次第の真ん中から下のほうに資料1～10まで資料の名前を並べてございます。

資料1としまして「障害者政策委員会委員」、これは名簿が1枚ございます。

資料2としまして「障害者政策委員会について」ということで、横向きの紙でとじたものが2枚ございます。

資料3としまして「障害者基本法」という紙が1枚。

資料4としまして「第3次障害者基本計画」という、これも横向きの紙でございますが、これが2枚ございます。

資料5としまして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」という少しとじたもの、横向きのものがございます。

資料6としまして、法律の本体でございます本文でございますけれども、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という縦向きの資料がございます。

資料7としまして2枚でございますけれども、「基本方針の構成（イメージ案）」及び「ヒアリング項目について（案）」というところで、第8回の障害者政策委員会に提出した資料を出してございます。

資料8としまして「障害者差別解消法『基本方針』に係る障害者政策委員会のスケジュール（想定）」、1枚ございます。

資料9「障害者の権利に関する条約」、これも1枚ございます。

そして、最後に資料10としまして横向きの紙でございましてけれども、「障害者基本計画の推進状況～平成24年度～」としまして「第12回障害者政策委員会 資料1について（補足説明）」という合わせて10個の資料からなっております。

過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

次に、本日の会議の流れについて御説明いたします。

本日の会議では、まず障害者政策委員会の法的な位置づけですとか、任務などにつきまして御説明申し上げます。これは資料1と2を使います。

次に、今後の議論に必要な基本的な事項ということで、障害者基本法、第3次障害者基本計画、障害者差別解消法ですとか、障害者権利条約などにつきまして御説明申し上げます。これは資料3～9までを使います。

なお、資料10でございますが、これは前回の第12回障害者政策委員会の資料であります障害者基本計画の推進状況、平成24年度について、当時の委員の皆様方からいただきました御意見、御質問に係る補足説明の資料ということで机上に配付させていただいております。これにつきましては御参照いただければ幸いです。

次に、具体的な進行についてでございますが、15分の休憩を1回挟んで進めたいと思っております。タイムスケジュールといたしましては、この後、15時15分を目途に1回目の休憩とさせていただきます。

その後、15時15分から10分程度、障害者政策委員会の法的な位置づけでありますとか任務などについての説明、今後の議論に必要な基本的な事項に関する説明をさせていただきます。

その後、新たに委員となられた方々から、障害者差別解消法に基づく基本方針に関する御意見をお伺いし、その後、継続の委員も含めて御議論いただく、そういった流れを想定しております。

本日の会議の流れ及び資料につきましては、以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

ここで休憩を入れます。思いの外ではないですが順調に進んでおりますので、3時5分再開とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(休 憩)

○石川委員長 障害者政策委員会の法的な位置づけ、任務等につきまして、事務局から簡単に説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

○加藤参事官 それでは、事務局の加藤でございますが、御説明させていただきます。

最初に、資料2でございます。3ページからなっておりますけれども、3ページからなっておりますけれども、障害者政策委員会の法令上の位置づけ、役割等について御説明いたします。

障害者政策委員会は、平成23年に改正されました障害者基本法の第32条に基づきまして、平成24年5月に内閣府に設置されたものでございます。障害者政策委員会の任務は、1ページ目の資料にございますように、障害者基本法の第32条第2項の各号にあるとおりでございますが、まとめて申し上げますと、1つは障害者基本計画の策定に関する調査審議・

意見具申。2つ目としまして、障害者基本計画の実施状況の監視・勧告。3つ目としまして、障害者差別解消法に基づく基本方針に関する意見具申、この3点でございます。

なお、障害者基本計画につきましては、昨年策定されておりますので、当面は障害者基本計画の実施状況の監視と障害者差別解消法に基づく基本方針に関する意見具申というのが任務になります。

委員は障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する事業者並びに学識経験のある者から30名以内で任命され、これは法律第33条でございますが、任期は2年というところでございます。これは裏のページの障害者政策委員会令の第1条でございます。

1ページめくっていただきまして3ページ目のほうでございますけれども、運営規則というのがございます。

ここの第1条で、障害者政策委員会は委員長が招集するということを定めてございます。

また、第2条では、会議は原則公開であること、また第2項では振り仮名つき資料及び点字資料の作成、手話通訳、要約筆記、電子媒体による資料提供、その他の適切な情報保障を行うことを定めてございます。

第3条では、議事録と配付資料は原則公開ということを定めております。

第4条では、障害者基本法に基づく行政機関等への協力等の依頼は委員長が行うことを定めております。

第5条では、専門的かつ詳細な検討が必要なときには、障害者政策委員会に図って、部会等の下部機関を設置することができることを定めております。

以上が運営規則に関する説明でございます。事務局からは以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、障害者基本法、基本計画、差別解消法及び権利条約等につきまして基本的な説明をお願いしたいと思います。

○加藤参事官 それでは、引き続きまして資料3でございます。横向きの紙が1枚ございますが、障害者基本法についてでございます。

障害者基本法の前身は、昭和45年に心身障害者対策基本法として議員立法により制定されたものでございます。その後、数次の改正を経まして障害者基本法への名称変更でありますとか、障害者基本計画の策定、障害者週間の策定、施策の概況に関する報告書、いわゆる障害者白書と呼ばれているものでございますが、その国会提出、そういった規定が整備されてきたところでございます。

直近の平成23年の改正におきましては、目的規定の整備あるいは障害者の定義の見直し、3つの基本原則として地域社会における共生等差別の禁止、国際的協調といったことを示すとともに、国及び地方公共団体は施策を講ずるに当たっては障害者その他関係者の意見を聞き、尊重するよう努めなければならないといったようなことが定められました。

特に障害者の定義の見直しにおきましては、障害者は障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいうと定義されております。

す。

そして、社会的障壁とは、障害のある者にとって日常生活、または社会参加を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものをいうと新たに規定されたところでございます。

そして、第2章、第3章の各則におきましては、医療、介護等、あるいは障害者の人権の尊重、教育、人材の確保等、療育、雇用労働、情報の利用におけるバリアフリーでありますとか、選挙等、司法手続きにおいて、障害の有無にかかわらず共生社会の実現を図るに当たっての基本的な施策を整備しておるところでございます。

以上が資料3の障害者基本法に関する説明のあらかたでございます。

そして、次に、資料4でございます。

これも横向きの資料でございます。障害者基本計画と申しますのは、障害者基本法の第11条に、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的な、かつ計画的な推進を図るための障害者のための施策に関する基本的な計画と位置づけられているところでございます。平成14年に策定されました第2次の旧基本計画の計画期間が平成24年度末までとされておりましたため、平成25年9月に閣議決定されたものでございます。

第3次障害者基本計画は、平成23年の改正されました障害者基本法の考え方等をもとに作成しておるところでございます。その下の方に特徴と申しますが、施策の横断的視点ということで、障害者の自己決定の尊重ということを明記しております。

また、障害者施策の基本原則等の見直し、そういったことを行いました。また、対象期間を平成25年度～29年度までの5年間としたところでございます。障害者基本法改正のほか、障害者差別解消法の制定等を踏まえまして、安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮、こういう3つの施策分野を新たに設けたところでございます。

次のページの右側に、縦に10分野並べてございまして、今、申し上げた新しい分野は7、8、9という色が変わったところでございます。そして、全体の10分野というのは次の3ページ目のところにお示ししてございます。

今、申し上げた3つのほかに、障害児、障害者のニーズに応じた福祉サービスの充実でありますとか、精神障害者の地域移行の推進、新たな就学先決定の仕組みの構築、障害者雇用の促進及び就労支援の充実、優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ、障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進、あるいはそういった既存分野の施策の見直しを行いまして、全体で10分野で構成されているところでございます。

なお、計画の実効性を確保するために成果目標というものを定めております。さらに、障害者政策委員会におきます実施状況の評価、監視等をこの計画の中にも明記をしておるところでございます。

次に、資料5でございます。

資料5の3ページをご覧くださいと思います。横向きになった絵が書いてございま

す。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称、差別解消法と呼んでおりますが、障害者権利条約の趣旨を踏まえまして、平成23年に改正された障害者基本法の第4条の差別の禁止、これを具体化するためにつくられた法律でございます。一番上のところに障害者基本法第4条、左から第1項、2項、3項と並んでございます。

資料6にこの法律の全文を添付しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

差別解消法は「I. 差別を解消するための措置」と下のほうにあります「II. 差別を解消するための支援措置」の2つの大きな柱で構成されております。

「I. 差別を解消するための措置」におきましては、障害者基本法の第4条を受けまして、法律第7条と8条に障害を理由とする不当な差別的取り扱いと、もう一つ、いわゆる合理的配慮の不提供、それがともに障害を理由とする差別ということで禁止しているところであります。

不当な差別的取り扱いといいますのは、申し上げるまでもないのでありますが、例えば障害者であるということのみを理由として特定のサービスの提供を拒否するような行為でありますし、合理的配慮というのは、個別の場面におきまして障害者が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす社会的な障壁を取り除くための配慮ということでありまして、例えば職員によります筆談でありますとか、読み上げ、そういったことで障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応でありますとか、段差解消のための渡し板の提供、そういったことが考えられるところでございます。

本法律におきましては、国の行政機関や地方公共団体等、及び民間事業者は不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないということで法的義務とされております。他方、合理的配慮につきましては、障害者と相手方との関係はさまざまでありまして、求められる配慮も多種多様であることから、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関でありますとか地方公共団体等につきましては法的義務を課し、民間事業者におきましては努力義務ということで対応指針等によりまして自発的な取り組みを促すこととしておるところであります。

なお、事業者でない一般の私人や個人の思想や言論につきましては、この法律の対象とはせず、国や地方公共団体が行います啓発活動等を通じて対応することとしております。また、第13条におきまして雇用分野における具体的な措置につきましては、障害者雇用促進法の定めるところによるとされております。

次に、差別的な扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止を進めるための具体的措置、対応といたしまして、第1には法律第6条において基本方針を定めるとされております。

8ページをご覧くださいなのですが、政府としまして障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために、施策の基本的な方向等を示す基本方針を策定することとされております。具体的な内容としましては、この法律の理念でありますとか施策全般にわたる基本的な考え方、対応要領や対応指針に盛り込むべき事項、作成に当たっての留意点、支援措置に関する基本的な考え方等を想定しており



ます。

基本方針は閣議において決定されるわけでございますけれども、案を作成しようとするときは、あらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じること、障害者政策委員会の意見を聞かなければならないことが定められております。

第2に、法律第9条で国の行政機関の長等が当該機関等の職員の適切な対応に必要なものとして対応要領の策定、また法律第11条で各事業分野を所管する主務大臣が民間事業者の適切な対応に必要なものとして対応指針を策定するものとされております。

これらは基本方針に即して定められるものであり、定めようとするときにあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことが定められております。

なお、地方公共団体の対応要領の策定につきましては、法律第10条におきまして努力義務とされております。3ページに戻っていただきたいのでございますけれども、実効性の確保ということで法律第12条におきまして、事業者における障害を理由とする差別の禁止に関しまして、主務大臣は特に必要があると認めるときには報告の徴収、助言、指導、勧告をすることができることが定められております。

今、申し上げました差別を解消するための措置に加えまして、国や地方公共団体による下3分の1ぐらいのところがございますけれども、「II. 差別を解消するための支援措置」というのが定められております。

1点目は、紛争解決・相談でありまして、法律第14条に相談及び紛争の防止等のための体制の整備が定められており、新たな機関の設置ではなく、既存の機関等の活用の充実を図ることとされております。

2点目は、地域における連携ということでございまして、法律第17条におきまして、地域における相談や紛争防止、可決等を効果的かつ円滑に推進する観点から、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされております。

その資料の10ページでございますけれども、地域協議会のイメージをお示ししているところでございます。

相談を受けました当該機関のみでは解決できない事案等につきまして、いわゆるたらい回しでありますとか、相談窓口の谷間、そういったものが生じないようにネットワーク態勢を構築することによって、地域全体での相談、紛争解決機能の向上が期待されるところでございます。内閣府では、本年3月に野澤委員に会長をお願いしております地域協議会のあり方検討会におきまして作成した暫定指針をもとに幾つかの地方公共団体の御協力をいただきながら、モデル的な地域協議会、その試みといいますか、試行を行っているところでございます。今後、事業の成果を他の地方公共団体等に情報提供することとしておるところでございます。

3ページに戻っていただきまして、3点目が法律第15条に規定しております啓発活動でありまして、国民各層の関心を高めるため、国及び地方公共団体におきまして必要な啓発

活動を行うこととしております。

4点目が、法律第16条に規定する情報の収集等でありまして、国内外の制度や具体的事例等に関する情報の収集等を行い、法律の運用に生かすとともに、国民に公表するということとしてございます。

この法律全体は、基本方針の策定等に関する一部の規定を除きまして、平成28年4月1日からの施行ということでございます。

以上が障害者差別解消法に関する説明でございます。

そして、資料7になりますけれども、「基本方針の構成（イメージ案）」というものでございます。これは第8回の資料3としてお出しした資料と同じものでございまして、第8回の障害者政策委員会で既に御審議いただいたものでございます。このイメージ案の1～5の太字部分でございます。見出しの部分でございますけれども、ここはこの法律の第6条第2項の各号に規定されているものでありまして、項目ごとに具体的内容として考えてられるものを例示しているところでございます。この中には、障害者の範囲や対応要領、対応指針の作成主体、手続など、法律にその内容が記載されているものもあります一方、不当な差別的取り扱い、合理的配慮、過重な負担の基本的な考え方などにつきましては、その内容が基本方針に委ねられており、今後、この障害者政策委員会でさらに議論を深めていただきたい点でございます。

3ページ目の「ヒアリング項目について（案）」という資料は、このような観点から、ヒアリングに先立ちまして、特に議論が必要と考えられる項目を質問形式に例示したものでございます。本日は、この資料7をごらんいただきながら基本方針に関する各委員の御意見や、初めての会でございますので、感想あるいは基本方針等に記載することなど御発言いただければと考えております。

以上が基本方針の構成案に対する説明でございます。

そして、資料8でございます。

これは基本方針に係る障害者政策委員会のスケジュールということで想定としてございます。障害者差別解消法の基本方針に係る障害者政策委員会におけるスケジュールについて御説明申し上げます。

前期の障害者政策委員会におきましては、障害当事者あるいは関係団体等からヒアリングを行ってきたところでございます。次回、9月中旬を予定しておりますが、以降におきましては、事業者等からヒアリングを行う予定でございます。なお、回数等につきましては、現在調整をしておるところでございます。

10月中旬以降を目途に基本方針案について議論することを予定しております。ここも回数につきましては調整をさせていただきたいと思っております。

議論を踏まえ案を取りまとめた後、パブリック・コメントを実施しまして、12月上旬を目途に閣議決定を目指すとして考えております。その後については、基本方針を踏まえ、平成27年夏ごろを目途に対応要領、対応指針を作成、そして法律の施行に向けまして

周知広報を行う、そういう予定を考えておるところでございます。

以上、スケジュールに関する説明でございます。

そして、最後は資料9でございます。

「障害者の権利に関する条約」と題したものでございます。この資料は外務省の御協力のもとに提出していただいた資料でございます。国連障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進を目的としまして、障害者の権利の実現のための措置等を規定したものでございます。

本条約は、そこに書いてございますが、2006年12月に国連総会で採択され、我が国は翌年2007年9月に署名したところでございます。国内の障害者の方々の御意見も踏まえ、条約締結に先立ち、国内法令の整備を推進してきたところでございます。政府におきましては、障害者基本法の改正、これは平成23年、障害者総合支援法の制定、平成24年、障害者差別解消法の制定、平成25年などに取り組んでまいりまして、これら一連の法整備を踏まえて本年1月障害者権利条約を締結し、2月に我が国についても効力が発生したところでございます。今後はこの条約発効後2年以内に政府報告を障害者の権利に関する委員会に提出するということになります。

以上が障害者権利条約に関する説明でございます。

そして、資料10は冒頭のところで申し上げましたように、前回の障害者政策委員会に提出しました資料の補足、参考資料ということでございますので、ごらんいただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

特に差別解消法に多くの時間を使って御説明いただいたわけですが、といたしますのも、本委員会として直ちにに取り組むべき最優先の仕事がこの基本方針の取りまとめに対して本委員会として意見をまとめて申し上げるということだからです。

これまでに第8回の政策委員会で先ほど加藤参事官からの御説明にありました資料7の基本方針のイメージ案について協議し、さらに、それに沿って第9回の政策委員会では委員各位から、また10回～12回まで3回にわたりまして、障害当事者団体等から基本方針に盛り込むべき事項について御意見を伺ってまいりました。

つきましては、就任早々で恐縮ではございますけれども、新しく委員になられた方々からも同様に基本方針に盛り込むべき事項あるいは先ほど事務局からは感想であるとか期待であるとか、そういったようなことでも結構ですというお話がありましたが、お一人当たり、恐縮ですが3分をめぐりに御発言をいただきたいと思っております。新しく委員になられた方、今日、御出席、10人の方だと承知しております。

最初に大河内委員から、基本方針に関して御意見、御感想、期待等を御発言いただければと思っております。

○大河内委員 大河内です。

まだ不勉強なところもたくさんございまして、きちんと理解ができているかどうか不安ではありますが、差別解消法において一番今新しいところでは合理的配慮という考え方が示されていると思います。これは大学等高等教育の現場でも受験等、それから、大学進学後のこと、あるいは就労における部分の合理的配慮ということが、とかくいろいろな方面から期待されておりまして、それに対する当事者のニーズの表明だったりとか、きちっと自分のニーズを整理して伝えるということが求められてきていると思います。

これはとても大事なことで、自分のニーズをきちっと知ること、それを表明することとちゃんとニーズを伝えてリクエストをするということは大変意義のあることですし、特に高等教育の現場ではそのことはとても意味のあることだとは思っているのです。個人的には盲ろう者という支援をしている関係上、合理的配慮ということが、自分が主張できる人の枠組みで進んでしまっていることの危険というのも合わせて考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

特に、合理的配慮に近い人たちが社会参加に近いところにいる人たちである一方で、その合理的配慮という概念すらまだ自分では知れない、知る情報を持たない人たちもたくさんいるということ踏まえていろんなことを考えていく必要があるだろうなということ、この資料を読みながら感じている次第です。

それと同時に、当事者側の視点ではなくて、特に合理的配慮みたいなものの中に過重なことが起きると、そこは合理的な配慮が必要ないというようなことも考えられていて、その部分とこの関係で、これはバリアフリー映画をやっている中で感じていることですが、合理的配慮が過重だと感じないような取り組みというのも必要だろうなと思っております。

今、映画の世界では、やはりバリアフリー、劇場をバリアフリー化すること、もちろん音声ガイドをつけたりする、字幕をつけるということは過重に劇場に負担をかけると誤解が生まれていますし、もちろん、そういう文脈もあったかと思いますが、最近新しい技術、特に個人端末が発達してきた今ですから、逆に新しい技術を使ってほとんど設備投資をしないままバリアフリーを実現するようなことが少しずつ可能になってきております。

そういう情報も当事者側から、あるいは専門家の側から、あるいは現場で働いている人の観点から、情報共有をするということで、合理的配慮をする上で過重ではないということ、特に合理的配慮とかバリアフリーという取り組みが決して特殊なことではないのだということ、一般の障害の分野をほとんど知らないような一般の人たちに知ってもらおうという取り組みもあわせてしていく必要があるだろうなと現時点では考えている次第です。

具体的なことが提案できなくて申し訳ございませんが、以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、大原委員、お願いします。

○大原委員 大原です。

私としては、今、大河内先生もおっしゃられたように、合理的配慮であったり、事前の環境整備というものを強く打ち出してしまうと、かえって障害のある人と地域であったり行政であったり、場合によっては事業者と対立構造といいますか、距離感といいますか、乖離を生んでしまうのではないかというような懸念を持っています。

私自身、冒頭お話しさせていただきましたが、実は地域の中では多様な困りごとであったり生きづらさを抱えていらっしゃる方がいる。私たちが今やっている小さな町での実践は、特に対象を限定したものではなくて、困っている方と困っている方同士を結びつけて、どちらが支え手になっているかわからないようなそういう実践を進めていこうとやっておりますが、例えば障害のある方の就労支援でやっている農作業などに要介護者の方にかかわっていただいて、実はそれを支援、サポートしているのは団塊世代の男性たちというような実践を1つ事例として御紹介いたしますと、そういうことを通じて、団塊世代の男性方は今までなかなか障害のある方にかかわったことがない、要介護の方にもかかわったことがない、けれども、一緒に作業を通すことで何かしらのお互いに学びであったり、経験が積み重ねられていく。

あるとき、私たちのほうでグループホームをやっているのですが、利用者さんが地域の中でトラブルを起こしてしまっていて、私も肝を冷やしたのですが、その団塊世代の方々が徒党を組んで御挨拶に回っていただいて何とか事なきを得たというようなことがありました。そういった地域とどう結びついていくかという観点でいえば、やはり先ほどからお話しされている地域協議会というものが極めて重要になってくると思いますし、地域協議会の中においては、先ほどのような合理的配慮であったり、事前の環境整備というものを強く打ち出すことなく、いろんな方々、多様な方々と議論できるような場にしていくことが必要なのではないかと思っています。

もう一点ですが、私は先日、我が町を車で走っていると、障害でユニークな行動をする自閉症の青年がいるのですが、彼と登下校中の小学生が振り返ったときに、全くその小学生はその人を避けることなく、何ら違和感なくスムーズにお互い行き来した出来事があった、私は物すごく感動しました。恐らく昔ですと、何か遠ざけたり、場合によっては指を指したりするような子供たちがごく当たり前に過ごしている姿を見て、私はなんでこうなったのだろうと思ったのですが、多分それは福祉教育が充実しているということではないかと思っています。

今回、基本の重点のところに教育というふうにあります、これは健常の子たちに障害ということをどう伝えていくかということをしつかり義務教育の中に位置づけていく。道徳教育でやっている学校があったりやっていない学校があったりすると思いますが、そういう教育を小さいころから充実させていくことがとても重要なのではないかと思っています。

最後になりますが、今回、当事者の方の委員の参加、特に知的、精神の方がいないというような意見もございましたが、今回の対応要領であったり対応指針の策定に対しては、

ぜひ当事者の方々の意見もしくはいろいろな関係各所の方々の意見を聞く機会を持っていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、加野委員、お願いします。

○加野委員 加野でございます。

時間が限られていますので、2点についてだけ申し上げます。

合理的配慮という言葉はまだ一般的にはなじみのない言葉かと思えます。これをどのように一般に浸透するように、わかりやすく基本方針に記載するのかが最も難しい点ではないかと考えております。障害者権利条約における合理的配慮の定義は、長いので一部省略しますが、必要かつ適当な変更及び調整であって、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないものを言うようになっており、過度の負担を課さないということが定義の中に入っています。

この定義では、合理的配慮とは、障害のある人の側から見て合理的であるというだけでなく、配慮をする側にとって過度の負担がないという意味も含まれていることとなります。一方、差別解消法では、例えば7条2項では、その実施に伴う負担が過重でないときは合理的配慮をしなければならないと記載されており、負担が過重でないということが合理的配慮とは別に記載されています。そこで、差別解消法では、障害者権利条約の定義とは異なり、合理的配慮とは障害のある人の側から見ての合理性のみを言っている。配慮する側の問題は、負担が過重でないときという別の要件として規定していると考えられることもできます。

基本方針では、この差別解消法にいう合理的配慮の意味について、権利条約の定義と同じなのか、違うのか、誰にとって合理的なのかということを確認しておいたほうがよいのではないかと考えております。

いずれにしても、合理的配慮とは障害のある人にとって適切な配慮がなされるということが重要ですが、何が合理的配慮になるかというのは個別具体的に判断せざるを得ないと考えます。また、過度な負担かどうかということも同様です。

そして、障害に対する理解が進むことや、技術の進歩によって、従来は過度な負担と考えられていたものが過度な負担でなくなるということがあると思えます。そういう意味では、合理的配慮も過度な負担も時期によってその内容は変わり得るということを基本方針の中で示し、例えば現時点で過度な負担であるとされたものがずっと過度な負担とされるわけではないということを明らかにできればよいと考えております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、河井委員、お願いします。

○河井委員 全肢連の河井です。差別解消法の基本方針につきまして、各項目については

第10回のヒアリングで当会の副会長、石橋より意見を述べさせていただきました。その内容に変更点はございません。本日は2点追加で意見を申し上げます。

1点目は、地域間格差に対する懸念でございます。現在、障害福祉サービスは地域の実情に応じて実施するように市区町村が施策の実施主体となっております。確かにきめ細かく事業を実施するためには必要な視点と申しますけれども、一方で、各自治体の財政状況によってサービスの支給量や事業内容に格差が生じていると認識しております。

また、障害の内容や程度によっても受けられる福祉サービスの内容に格差が生じております。今後、差別解消法が施行され、行政に合理的配慮への対応が義務づけられますけれども、その際にその財政状況によって対応へのスピード、内容に格差が生じることを懸念しております。いずれの自治体におきましても、障害者権利条約や差別解消法の趣旨に沿ってしかるべき対応がされるよう、基本指針に盛り込むべきと考えております。

2点目につきましては、当事者にわかりやすい言葉、説明をしていただくということです。この点につきましては、ヒアリングの際にも申し上げますが、度重なる福祉制度の制度改正につきましても、私たち父母の会の会員たちは高齢の保護者も多く、内容を理解するのに大変苦勞しております。誤解や思い違いなどが生じないように、障害のある人にもない人にもわかりやすい丁寧な説明がなされ、円滑に施行されるように配慮すべきと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○石川委員長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤です。

私は、質問の項目に沿って考えまして、その考えた内容が6ページになってしまいました。それで、事前の資料をお願いしたのですが、点訳する時間がないということではないませんでしたので、本日、また資料をお渡ししますので、ぜひ次回の委員会で皆さんに配付していただきたいと思っております。3分ですので、今からいけるところまでいきたいと思っております。

1の1です。不当な差別的取り扱いの基本的な考え方、どのような場合を差別的取り扱いと考えるか。これは差別禁止部会のまとめた障害に基づく差別をベースとした概念を記載すべきと考えています。直接差別、関連差別、合理的配慮の提供を包含した障害を理由とした、あるいは障害に関連する事由を理由とした区別、排除、制限、これが差別的取り扱いだと思っております。

障害ゆえにかかるコストというのがあります。これを本人や家族に求めることも差別になる可能性があると思っております。例えば車いすの学生がいて、修学旅行に行くときにリフトつきのバスを手配した場合、割高になった。その費用を本人や家族に負担させる、そういった場合です。

1の2です。正当な理由がある場合に差別とはならないとされているが、どのような場

合に正当な理由があるかと考えるか。これは客観的に見て正当な目的で行われ、その他の方法がない場合だと考えています。ただし、第三者が納得できる客観的な証拠に基づいた証明責任を差別したとされる側に義務づけていただきたいと思います。

2つ目は、積極的差別是正措置とされた優遇措置です。

1の3です。合理的配慮の基本的な考え方として、どのような場合に配慮が求められるか。まず、どのような場合というのは、日常生活、社会生活のあらゆる分野だと思います。どのような配慮、これは部会の意見でまとめられた3つの配慮です。

1つ目は基準手順の変更、2つ目は物理的形状の変更、3つ目が補助器具、サービスの提供です。

このとき注意しなければいけないのは、意思表示が難しい人への支援というものを明記していただきたいと思います。

1の4です。過重な負担、どのようなものが過重な負担かです。これは3つあると思います。物理的変更が困難な場合。2つ目は業務の本質的な変更になる場合。3つ目は事業所の運営、経営を困難にする事情があるときです。このときも気をつけなければいけないのは、第三者が納得できる客観的証拠に基づいて過度な負担であるという証明責任を事業者側に義務づけていただきたいと思います。

もう一つは、過度な負担となって合理的配慮をしなくてもいい場合も、建物を例えば建てかえるとか、新しく物品や車両を購入する、そういったときは積極的に合理的配慮を行っていただきたい。

あともう一つは、期限を区切って改善を求めることも必要だと思います。現在は難しくても10年後までは改善をするといったことです。

1の5です。職員の研修、そういったものはどういうものが必要かということです。これは採用段階からリクエストシートというようなものをつくって、本人と関係者が十分に時間をかけて話し合える関係をつくって、ハードとソフトの環境の整備を進めていただきたい。管理者や職員に対する研修については、障害当事者を含めた講師でやっていただきたい。一定規模を超える職場では、現場にコーディネーターをおいて重点的な学習機会をつくっていただきたい。紛争、相談、そういったときは、障害者差別に詳しい第三者がかかわれる協議機関を設置していただきたいと思います。

1番だけで時間が過ぎてしまいましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○石川委員長 ありがとうございます。行けるところまでとおっしゃったので、私、とめなければいけないのかなと思っておりましたが、ありがとうございます。

それでは、次、玉木委員、お願いします。

○玉木委員 まず、合理的配慮の話をしておくと、今日の会議もそうだと思いますけれども、私も初めてこの会議に参加するのですが、メールとかで事務メール等をするのですが、やはりボリュームが多いということと、整理をして話をしなくてはいけないとい



うことで、余りにも時間が限られ過ぎて論議という場面がないかなという気がします。

この政策委員会のあり方自体も、例えばグループワークとかを重ねていきながら意見を集約していく、重ねていく作業をしないと、いろんな方の参加、特に知的障害の方とか精神障害の方、自己表現が難しい方の参画もなかなか難しいのではないかという気がしております。

もう一つは、過重な負担という表現がありますが、過重な負担だからイコール差別がないということではなくて、その過重な負担をどうやって解消していくかということを行行政機関と一緒にきちんとプランニングして行って、その過重な負担を解消していくことで合理的配慮が実現していくために、そのプランニングを実行していく期間をきちんと提示すべきかなと思います。

もう一点については、教育だと思います。大河内委員も言われたように、障害のある人自身が、これはおかしいなとか、これは気持ちが悪いなとか、あれ、私たちは疎外されているのかなということを感じないとなかなか差別というところにつながっていけない。なおかつ、これが過重な負担だからぼちぼちやろうねと言ってしまうと、結局そこで我慢をしなくてはいけないということが生じてくると思っています。だから、きっちりと、あなたにはこういうことをされたら本当は怒らないといけないのですよとか、こういうことはあなたを馬鹿にされていることなのですよというようなことを、小さいころからの人権教育というか、障害当事者の人に対するエンパワーメント支援みたいなのをきっちりとやっていくという仕組みが本当は大事なのだと。あわせて、共生社会という以上は、障害のある子供たちと一緒に学ぶ、暮らす、遊ぶ、働くというそういう仕組みの中で相互理解というか、多分これが価値観のぶつかり合いと価値観の共有化だと思っています。そういう場面をきっちりとつないでいきたい。

最後、もう一点、虐待防止法ができたおかげでよかった面と悪かった面があって、悪かった面でいうと、多分虐待という言葉にごまかされて、本当は犯罪、いわゆる刑法に触れるようなことをされていたとしても、その虐待ということでうやむやにされてしまうという状況があって、私が1個気になっているのは、いわゆる親告罪という部分については、本人が親告しないと罪が成立しないというちょっと違和感のある仕組みもある中で、本人が親告しなくても客観的にやはりおかしいよねと言われることであれば司法できっちりと整理できて、それはだめですよねということを確認できる場面というのをつくっていかなければいけないのかなと思っています。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、柘植委員、お願いします。

○柘植委員 お願いします。筑波大学の柘植です。

教育の視点から発言したいと思います。3つございます。

まず1つ目ですけれども、この資料7の1ページでいいますと1番、もしかしたら2番

と3番にもかかわるかもしれません。障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向ということで、大人の社会の中で、これは差別ではないかと、だから、解消しようよと、それは非常に重要なことなのですけれども、そもそもそういう差別が大人の社会の中で起こりにくいように、子供のうちから授業で、学校で働きかけをすることが非常に重要なのだと思います。これは先ほどの大河内委員の発言と重なるところですが、ぜひそんなようなことをどこかに明記する必要があるのかなと思います。

また、例えば憲法の14条で、全ての国民は法のもとに平等なのだ、あるいは26条で等しく教育をみんな受けるのだと、権利があるのだというように非常にわかりやすい文言がある。ですから、この基本方針の全部は難しいのですけれども、一部分については、あるいはわかりやすく将来的にパンフレットでもつくるのであったら、それを使って、その文言を使って学校で教員が子供たちに教育できるような、何かそんなようなものも少し意識した内容が記述されるといいのかなと思います。

2つ目は、2番と3番と主にかかわる合理的配慮のことです。先ほど来から何人かの委員の方が出ておりますけれども、合理的配慮、自ら主張できない方はどうするのか。これはまさに教育は大きく悩ましいところがございます。いろいろな障害によって、あるいは年少だということで表明できないことも多い。そうすると、教育ではどういうふうにそれを仕組みとしてつくっていくのか。例えば学校だとか教員が一人一人のニーズを的確に把握して、例えばこんな感じでいかがでしょうかというものを提案し、保護者の合意のもとである程度確定して提供していくとか、そういった主張できないということであれば、それをどうやって補っていくのかということをも明記する必要があるのかなと思います。

合理的配慮の不提供の禁止なのですが、国、地方公共団体等は法的義務で民間は努力義務だということなのですが、教育では非常に悩ましい問題がありまして、例えば横浜市では、幼稚園は全て私立なのです。ところが、他の自治体では全部公立、あるいはまた自治体によると半分公立で半分私立だということで、私立に通うお子さんがそれで不利を受けないように、でも、法律上は努力義務ではないかと、そうならないように、これも何らかの教育ならではの仕掛けといたしますか、応援するような仕掛けが必要なのかなと思います。

教育に関する合理的配慮のデータベースを、既に7月、文部科学省と国立特別支援教育総合研究所のほうで提供しているのですけれども、それを見ていて思うことがあります。それは、このデータベースは、教育の視点からのデータベースだということです。でも、、教育だとか福祉とか医療とか労働とか、1人の子供がどこかだけに箱に入るのではなくて、全部の箱に入るわけですね。ですから、学校に行って、その後、放課後、学童に行って、スーパーにお母さんと行って買い物をしてバスに乗って帰る。それぞれでその子供に必要な合理的配慮みたいなものがちぐはぐになってはいけないので、まさに基本方針ですので、これから各厚労省だとか文科省だとかがつくっていくものをうまいぐあいに束ねるといたしますか、ちぐはぐにならないようなものを盛り込む必要があるのかなと思います。

あと、障害者の範囲の問題が出ていなかったので一言。特別支援教育では、明らかに医師の診断のある方だけを特別支援教育の対象にしているわけではなくて、例えば発達障害ですと6.5%の可能性でということで、必ずしも濃厚な支援は必要ないのだけれども、全く支援が必要ではないという方々もいらっしやって、そうすると、合理的配慮を提供する障害者の範囲をどう考えるのかという、これも教育ならではの悩ましい問題で、診断がないからないよというふうなことにならないような仕掛けを考えていく必要があるのかなと思います。

最後、3つ目です。これは2ページの5番目に関係するところだと思います。3つ目の○のところですが、これは基本方針ですから基本方針なのですが、その推進をどういうふうに進めていくかとか、あるいはどういうふうそれが上手い具合に進んでいるかということフォローアップするようなことが非常に重要なのだということをしてぜひこの基本方針にも書いていただいて、これを元に各主務大臣がつくるとか、あるいはそれを元に各自治体がつくるときにも、どういうふうに進進してそれがうまくいっているかどうかをどうフォローアップするのかという、そこも忘れずに進めていくようなことを支援するような、そういう基本方針であるといいなと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、平川委員、お願いします。

○平川委員 平川です。先ほど挨拶のときに上がってしまっていっぱいしゃべってしまいましたので、かいつまんでお話をさせていただきます。

先ほど申し上げたように、精神障害は統合失調症とか躁鬱病とか、さまざまな病気があります。今までの施策につきましては、統合失調症一辺倒だったように私は印象として思っています。先ほどお話がありましたように、発達障害、今後問題となる認知症など、さまざま精神障害にかかわる疾病もふえてきております。

例えば統合失調症はなかなか病識がなく、自分がどんな問題を持っているかというところがなかなか不明確であります。逆に鬱病等については、自分は物すごい病気で、もうどうにもならないと強く病気を思ってしまうという全く逆の特性もあります。このようなことで、疾病ごとに個別の障害があるということを御理解いただいて、それにどういうふうに対応していったらいいかということをやはり知る必要があると思います。

これはそういう意味では、ほかの委員の方もおっしゃったように、教育ということが非常に大事だと思います。この病気になったら、どこにどうやって相談に行ったらいいのか、どういう社会的支援があるのか、どういうふうにしていけばいいのかということが子供のうちからわかっているならば、おのずとその対応策について、そこに道が見えてくると思います。特に、最近脱法ドラッグ等の薬物依存とか、こちら全部精神障害に含まれてしまっている。この辺は少し個々の部会等を検討いただきたいと思います。

認知症につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に精神科病院の質が大変問

われてございます。過去の精神科の医師は、ほとんど身体疾患についての知識がない、そういう問題点がございまして、認知症の場合、高齢者のために非常に合併症が多いのです。体の合併症が多いために、体の病気を見過ごして精神症状ばかりを診て失敗してしまうケースがあります。この辺も医学教育の中で、いわゆるプライマリー・ケアといいますか、全身が見れるような医師を今育ててございますが、これがますます進んでいくことが大事なのかなと思います。

2番目、合理的配慮の点について申し上げたいと思います。

先ほどから出ておりますが、さまざまな疾患があるために、それぞれ自分で自分のニーズがわからない、どうしていいかわからない。例えば統合失調症の人で自立支援の福祉を受けるのを拒否される方は結構いらっしゃいます。自分はそんなに悪くないから大丈夫とおっしゃっている。そういう方こそが本当に支援が必要なのだと説得をするのですけれども、いや、自分はそんなに悪くないからとおっしゃいます。そういうところをどういうふうにしていったらいいか。逆に、ほかのストレス関連疾患のような方で物すごく自分の病気がひどいのだと主張する方もいらっしゃいます。それは医師としては非合理だと思うのですけれども、この辺を法律でうたう場合に合理的配慮というのをどういうふうに判断していくのかというのは非常に難しいところだと思います。ここは慎重な審議をしていただきたいと思います。

経済的な心配をするのは私の立場ではないかもしれませんが、今後急増する認知症に対して、これをどういうふうに経済的な裏打ちをしていくのか。逆に、先ほどから出ていますように、地域で皆が暮らしやすくするには、思いやりとか、お互いを大目に見るとか、日本の非常に大事な文化というのがそこにあるので、これは外国と違うものだと思うのです。日本のよさというのをぜひ基本方針にうたっていただけたらと、これは私のお願いです。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、松森委員、お願いします。

○松森委員 松森です。

私からは3つ。

まず1つ目は、私は聞こえないのですけれども、聞こえる子供が1人おります。子供の習い事を申し込むときに、子供は聞こえても母親の私が聞こえないという理由で断られたことがありました。こうした差別を受けるとき傷つくのは当事者本人だけではなくて、一緒にいる子供だとか、家族も傷つくということです。これは対象となる障害者の範囲、このあたりできちんと検討してほしいと思いました。

2つ目は、差別を解消するための措置に関して、行政機関だとか事業者が講ずべきことと書いてありますけれども、この中に特に小中学校などの教育機関、教育関係者、またPTAだとか子育て支援機関を通して保護者への周知を徹底する工夫も検討してほしいと思いま

す。

保護者の考えは子供たちにも影響するからです。先ほど委員からも何人かおっしゃっていましたが、うまく説明できるか自信がないのですけれども、例えば皆さんも企業だとか就労の場、障害者団体、小学校、中学校、高校、大学など、そうした集団に属していると思うのです。でも、専業主婦というのはそうした集団に属していない人も多い。私も経験あるのですけれども、社会とのつながりや接点を持たなくて、そのまま10年、20年と子育てをするのです。そうすると多様な人や障害者との接点がない場合も多くあります。専業主婦というのは将来を担う子供を育てているという部分で社会に対して大きな貢献をしていると思うのです。ですから、なおさらそうした社会経験の少ない方でも学べるように、PTA活動だとか子育て支援機関など視野に入れてほしいと思いました。そのときには、わかりやすい言葉で説明していく必要があるということも加えておきたいと思います。

3つ目、障害者という枠で一括りにするのではなくて、その中で障害のある女性という観点も大切に考えてほしいのです。障害があるというだけで立場が弱くなっているということがあります。そこに加えて女性という立場でもなおさら差別を受けることも多くある。そうしたことの課題を把握し、方針を示していく。そうしたことも検討していただきたいと思います。

以上3つです。ありがとうございました。

○石川委員長 ありがとうございました。

それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 今、聞きほれました山崎です。

実は私も女でして、わかっていますか。主婦にもなれず、子育てもできず、三十何年こんな仕事ばかりしておりますが、今、前の話に聞きほれてしまいました。

本題に戻って、住まいのを中心にお話ししたいと思っています。私、昭和の時代から知的障害の方々を地域で暮らすということをやってきたのです。グループホームが元年にできたときに、グループホームの家屋を探すのは本当に大変で、正直に言うと、障害のある人が住むということを隠して借りた時代もありました。今考えると、26年たつて、随分楽になってきたなと思う反面、消防法、建築法にとらわれて、もうグループホームは建てないといけない時代かしらとがっかりしているわけです。東京は別でしょうけれども、日本の地方都市は7軒に1軒は空き家なのだそうです。この空き家を利用しない手はないだろうと、障害がある人たちだけ要塞のような立派なグループホームを建てて、とりたてたものに住むことはないのではないかという気がしています。これが差別とどうかかわるのかというのは微妙な問題ですけれども、そんなふうに思っているわけです。

そういった意味では、法律があるから地域で暮らすとか、法律が決まったからということをやってきませんものから、御本人が希望する、御本人が地域で暮らしたいとか、あるいは会社で働きたいというニーズに沿って仕事して組み立ててきたものですから、そういったところを大事にしながら、どう法律をつくっていくか。

意外にグループホームの実践者としては、お年寄りの町内会の方たちって壁になるのです。教育ももちろん大事です。でも、グループホームなどをやり出すと、近所のお年寄りはみんな見ているわけです。あなたのところは何をするのだという。そういった意味では、町内会の方々が、この法律とかみんな同じ人間だよというところがわかるまで、どういふふう到我々が活動していくか。この間、私は札幌市の西区というところにいるのですが、結構障害のある人のグループホームがたくさんいる地域でして、うちの法人だけではなくて身体だとか精神だとかの方々の法人もあるものですから、町内会に呼ばれて、障害とはなんぞやと話せということで、ちょっとお話ししてきたのです。

そうしたら、町内会の役員の方々、全員私より年上です。その方々に、障害はどういうことかということのを改めてお話しする必要がある、近場の人にはしゃべりにくいので、嘘を言えないので。でも、頑張るってやろうということのを話してきましたけれども、意外に子供の教育とともに、町内会単位の人たちに障害というものを理解していただくかという活動が必要かなと思っています。

最後になりますが、先ほども言いましたが、よくこの法律を見たら、この委員は30人が定員なのです。数えたら28人なわけです。あと2人入れますね。精神の当事者と知的の当事者、入れていただければ大変うれしいと思います。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

これで10人の新しく委員になられた方から基本方針についての御意見等をいただきました。幸い時間がまだございますので、従来からの委員も含めて、この後、少し議論を深めていければと思っております。

多くの御意見が出ました。その中で、幾つかもう一度少し整理させていただきたいと思っておりますけれども、まず第1点として合理的配慮要求ということのをめぐってさまざまな御意見がありました。合理的配慮を求めるということがまず出発点としてあるけれども、それが過度な負担であるかどうか、どのような方法で合理的配慮を提供するか。その提供方法については、提供側の選択であるというのが法のたてつけにはなっているけれども、どうであるとか、あるいはそもそも合理的配慮要求を言えない、あるいは何が合理的配慮なのか、どこまでがそうで、どこから先がそうではないのかといったようなことについて、それぞれなりに判断が難しいという問題であるとか、客観的に見て合理的配慮要求があるということが明白であったときに、なおかつ要求がないと、それは呼びかける倫理的な責任はないのかといったようなもろもろのことがさまざまな言い方で語られたかと思っております。これについて、まず第1点として御意見等あれば御発言をいただきたいと思っております。御発言をお持ちの方は挙手をお願いします。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今いろいろお話を伺っていて私も感じたのですが、2年前の初めて参加したときの話を蒸し返すようで大変申しわけないのですが、やはり合理的配慮という言

葉が一般の国民の中、市民の中にどのように浸透していくかというのは、その合理的配慮が浸透していく前の段階としてどなたかおっしゃったと思いますけれども、合理的配慮という表現でいいのか。これが果たして一般の国民の方々に理解しやすいものなのか。同時に、障害を持っている当事者にもこれが理解できるのかということを経験には、何が合理的配慮であり、何が不配慮であるのかということとはなかなかわかりにくいと思いますので、私は改めて合理的配慮という言葉が村社会みたいな一部の福祉の分野だけで理解されている言葉でないかということ振り返って見なければならぬのではないだろうかと思います。

もう一点、ついでに言えば、例えばこの差別の解消の推進に関する法律などでさまざまに書かれていますけれども、例えば病気によっては、特に皮膚科の疾患ですと非常に容貌が社会的な大きなハンディになるところから、家から外にも出ないような状況というのがあるわけですが、新しく難病を指定するに当たっては、身体的な機能を中心に重症であるとか、だから、指定難病にするという話はあっても、なかなか社会的な困難やハンディをもってそれを難病に指定するとはならない。つまり、同じ領域の中でも社会的困難というのと機能の障害を中心とした困難度というものの間に大きな壁があると考えておりますので、そういうものも同時に検討しなければならないのだろうと思います。

分野が違うことに口を差し挟んで申しわけありませんが、先ほどから精神の関係の方あるいは知的障害の方から盛んに。

○石川委員長 すみません、合理的配慮についてのみ差し当たり御発言をお願いいたします。

○伊藤委員 では、ついでに、それは関連があると思うのですが、この2団体だけが当事者がいないということをおっしゃっているわけですが、私もそれは感じておりまして、それが合理的配慮というか、当事者参加ということを語る時に必要なことなのではないかということを感じましたので一緒に発言させてもらいました。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

伊藤委員からは合理的配慮という言葉、そもそもこの言葉自体がわかりづらく、では、どうしましょうかという問題もありますけれども、関連して御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

野澤委員、いかがですか。積極司会でいこうと思います。

○野澤委員 わかりました。せっかく指名していただいたので。合理的配慮の言葉は本当に漢字だらけでわかりにくいのは確かだと思っております。ただ、言葉がわかりやすいかどうかというのは、その中身がどれだけ知られているかとセットなので、中身について我々がもっともっと研究して広げていくことによって、その言葉が定着していくものだろうと思います。

合理的配慮は、今現在の合理的配慮と、それから、これからどんどん我々がいろんなこ

とをやって社会の科学技術が進化し、国民の意識が進化していくと、合理的配慮を求める水準も高まっていくはずなのです。この進化とか変化を求めていこうではないかというのが私の考えていることです。

実際にここで何が合理的配慮かと考えるのももちろん大事ですが、町に出て合理的配慮をみんなで探していく。あるいはどうすれば暮らしやすくなるのかというのを考えていくということが具体的に合理的配慮という考え方のわかりやすいイメージができるものだと思うのです。

この前、岩手県に行ったら、岩手県の車椅子の当事者で競技スキーの選手で、事故で四肢まひになってしまった。彼は町で合理的配慮をしてくれと言ってもわからないのです。お店に行ってスロープをつけてくれといっても、そんなことまでと言われることが多いので、では、わかったと、押しかけ合理的配慮だといって、被災地に行って手づくりの木の板を自分たちのNPOがつくって、それを100個、この町のいろいろな店舗に行って「これをつけてくれ。自分たちがつくった」とお願いするのです。お店の人たちは、「こういう木の板でスロープを設置することで障害のある人はそんなに喜んでくれるのか」というので、それがすごく歓迎されているというのです。私は、これはすごくいいなと思いました。こちらから何かを要求する、それはもちろん大事ですが、むしろ自分たちで先に合理的配慮をさせてくださいと。そういう活動を通して一般の方に合理的配慮について知っていただくというのはいいいなと思いました。結構この法律は警戒されているのです。いろんなところへ行って、私もいろんな人から警戒されることを言われたりしておりますけれども、こういう非常に身近なところで具体例で見せることによって、あるいは体験してもらうことによって意識は広まっていくのではないかなと思ったりします。それが広まっていた後、またもうちょっと高い水準を我々は目指していけばいいのではないかなと思った次第です。

○石川委員長 済みません、無理を言いました。ありがとうございました。

合理的配慮とこの法律で言われていることについては、既にさまざまところで自発的にこういった法律とは以前から行われていることが少なからずありますので、そういったグッドプラクティスを実践してこられた事業者とか事業者団体に対してヒアリングをしていくことによって、なんだ、そのようなことなのかと安心感も得ていただくことができるのではないかと個人的には思っております。

2点目ですが、障害の範囲について何人かの委員から御指摘がありましたし、また不当な差別的取り扱いであるとか、合理的配慮の不提供によって、その効果というものも例えば排除されたり、不利益をこうむったりするのは、本人だけではなくて本人を行動をとともにしている家族であったり、友人であったりするといったようなこともあります。

障害の範囲にかかわる話として、このテーマで御意見をお持ちの方がいれば挙手をいただきたいのですが、あるいは補足説明ということでも構いませんけれども、いかがでしょうか。指名しましょうか。



では、佐藤委員、いかがですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。言おうかどうしようかなと考えていたのですが、手帳を要件にせずできるだけ多くの方が救われるような形にさせていただきたいと思っています。

今、日本は手帳の要件があつて、障害者の比率が非常に低く、谷間の障害の方、たくさんいる、これは課題なのですけれども、差別の問題、合理的配慮の課題についてもぜひ一人一人の人の話をちゃんと聞いて対応するという事で手帳要件は義務づけないでいただきたいと思っています。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、3点目なのですけれども、先ほど柘植委員から教育分野における合理的配慮について、公立と私立の学校がある、これは幼稚園から大学までそうなのですけれども、一方は合理的配慮が義務づけられており、他方は努力義務となっている。しかし、学校であるという点では変わりはない。こういったことについて、その違い、法的な位置づけの違いを何らかの形で吸収するようなことが必要な分野というのは教育には多分とどまらないのだろうと思いますけれども、とりわけ教育はわかりやすい例かと思いますが、個々の分野にかかわる内容を基本方針に盛り込むことが必要か、あるいはそれが可能かというようなことも含め、もし御意見がおありでしたら、どなたでも結構ですので発言を求めたいと思います。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 精神障害者の家族会の川崎です。

実は、私も精神障害者に関しましては偏見という問題がかなり大きくこの社会に根づいておりまして、この偏見をとるための啓発活動をして、その中で必要なのが教育ではないかということを感じているところでありまして、教育現場で、小学校、中学校から起きておりますいじめとか不登校の問題、それをやはりその当事者だけの問題とせずに、教育現場でしっかりとこのような理解をしてもらう。偏見というのは誤解しているということですので、この誤解をとるような教育をぜひともお願いしているのですけれども、実際問題、以前は保健の授業などで、中学、高校からは保健の授業で精神疾患に対する文言があったのですけれども、不適切な文言だということによって現在削除されておりました、今、どこでも精神疾患に関する正しい理解といいますか、啓発するようなことがされていない。

それで、先ほどお話がありましたように、実はPTAの父兄の中に大変に精神障害者に対する偏見を持っております。あそこの家には精神障害者の人がいるから、通学路でもかかわらずその前は通らないようにとか、それは母親が言っているわけです。このようなことでますます偏見を助長させている、精神障害者が怖いものだと小さいときから植えつけているということは大変に遺憾に思っております、文科省のほうにも教育カリキュラムに

ぜひとも何とかこれを入れてほしいということをお願いしておりますけれども、まだ実現されていないところで、ぜひとも差別解消法の中の啓発といいますか、その教育としてしっかりと挙げていただきたいということを願っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

柘植委員、お願いします。

○柘植委員 今の御発言、とても重要な発言だと思います。そろそろ次の学習指導要領の改訂の作業に入ると思いますので、幼稚園、小学校、中学校、高校、全てのところで、例えば総則だとか、一番頭のところに、今回のこういうものを受けて頑張りましょうというようなことを明記するといいなと私も思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 分野別という形でくれるのかどうかよくわからないまま問題意識だけをお伝えしたいと思うのです。年金をめぐる、これも全国で押し並べてということではなく、ある地域ではということで聞こえてくるのですが、特に知的障害、発達障害の場合に、給料がもらえるような環境に置かれると、本人が障害が改善されたと誤解をされているのか、それが差別に当たるのかもまだ十分検討し切れていないのですが、結果として年金が受けられなくなるという実態があちこちから五月雨のように聞こえてくる。この状況については、個別具体的に詰めていかなければいけないとは思いますが、そういったことが何に当たるのかについては、非常に関心を持って深めていただければと問題意識としてはお伝えさせていただきたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

基本方針に関して御意見をいただき、何点かについて意見交換をすることができました。

基本方針に関しては今日のところはここまでとさせていただこうかと思いますが、今日御欠席の新委員からも次回以降、基本方針について御意見をいただく予定にしておりますので、また、その際にも議論ができますし、そもそも基本方針に関してこの委員会として意見を取りまとめていくという過程、まだ道半ばでありますので、これからヒアリングを行うと同時に、委員会としての意見の取りまとめをしていきたいと考えています。

そこで、最後になりますけれども、何人かの委員から精神及び知的障害の当事者の委員が不在であるという指摘がございました。これにつきまして、ほかの委員からももう少し御意見をいただきたいと思うのですが、川崎委員、いかがでしょうか。

○川崎委員 川崎です。

やはり障害当事者の意見を聞いてしっかりとそれに沿った制度、施策をするところだと思っておりますので。あと、先ほどどなたかおっしゃいましたように、28名で、あと2名あいておりますので、これは担当室にお伺いしたいのですけれども、精神と知的の当事者の参加ということは御配慮していただけないのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思いま

す。

○石川委員長 という御意見。ほかにございますか。

上野委員。

○上野委員 上野です。

差別に関して言うと、私が感じていることなのではけれども、実は精神障害に関しては、私は一応二十何年間精神科の医師をやっている精神科医療に関する専門家の立場にあると思います。私がここ数年感じているのは、私のような精神科医療の専門家が実は精神障害に対して極めて深い差別意識を持っているのではないかということです。

こういう事例があります。精神障害の方の就労支援をする場合、日本では競争的な就労、一般就労に就ける割合は非常に低いのですけれども、あるグループが精神障害の方の就労支援をしたら、5割とか6割の方が一般就労ができた。その方たちに何がうまくいった秘訣なのかというのを聞いたらしいのです。そうしたら、精神障害の専門家を入れなかったことが成功の秘訣であった。私などはもう二十何年間精神科の医師をしています。そうすると、例えば統合失調症の方がいらっしゃる。その方が幻聴がある、被害的な妄想があると診てしまうと、就職して人の中に出て行ってストレスがかかればいろんな被害的な妄想が出たりとか幻聴が出て調子が悪くなってしまって、結局失敗してしまうのではないかと自然に考えてしまうのです。それがその方に伝わって、私が思ったとおりになってしまふというようなことなのではないかと思うのです。

私の中で例えば精神障害の方を診たときに、常に悪いところ、治すべきところを探してしまうのです。どんな妄想があるのかとか。その人に残されているいろんなことでなくて、まず、幻聴があるのかとか、妄想があるのかとか、何か陰性症状があるのかとか、そんなところばかり探してしまうので、これは私がもう二十何年間訓練を受けてきて自動的にしてしまうのです。

○石川委員長 上野委員、すみません、簡潔にお願いします。結論をお願いします。

○上野委員 長々と済みません。結論としては、やはり当事者の方の意見、その他がないと私たちの政策委員会での意見形成は完全なものにはならないと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

あと1人だけ。玉木委員、お願いします。

○玉木委員 ありがとうございます。

当事者参画は大事だと思います。ただし、このような会議設定だけの参画は余り意味がないと思います。ずっととは言いませんけれども、グループワーク的な取り組みも重ねていきながらきっちりと意見表明ができるような環境設定をした上での当事者参画。特に、知的、精神、あと気になっているのは発達障害の方の参画がないということは、そこら辺の検討をお願いしたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。

参考情報で1点申し上げたいのですが、6月に第7回の権利条約の締約国会議がござい

ました。私は政府代表団に加えていただいて出席してまいりました。ニュージーランドの大臣、障害者施策担当の大臣が次の権利委員会の委員の選挙に際して、ニュージーランドは知的障害の委員候補を擁立してその当選を目指すと公式に発言しておられたのが印象的でありました。

また、現在の権利委員会の委員の中には精神障害の委員がケニアの推薦として仕事をされていますし、かなり重労働ですけれども、以前にもほかの国からも精神障害の委員が権利委員会の委員としてされていたということもお伝えしておきたいと思います。

委員会の委員というのは人事案件で大変難しい問題であろうかと思えますし、この間、内閣府と官邸とで委員の人選から発令まで大変御苦労、御尽力いただいたことに感謝しつつ、凶らずも2名、席があいているということも鑑みて、今後、補充は可能であろうかと思えますが、その際に本日多くの委員から出た要望を尊重していただきつつ人選に当たっていただくということは可能かどうかについて、武川統括官のほうから一言お願いいたします。

○武川政策統括官 統括官の武川でございます。

委員の発令につきましては、障害者基本法の第33条に規定されております。政策委員会は委員30人以内で組織するというところでございます。委員のどなたを入れてどなたを入れないということは人事行為でございますし、なかなか個々の委員について言い出しますと、逆にどの人がなぜ入らないか、あるいはどうしてこの人が入っているかとか、そこは説明し出すとなかなか難しい問題もございます。ただ、前回の本委員会の任期が5月20日でございますし、これから今回の発令まで相当調整に時間がかかりました。一刻も早く本件についてとりかからないといけないということで、現在の形で審議を始めさせていただいたところでございます。

また、各委員からお話のございました分野の方々については、また意見を聴取する必要があるれば、個別にこの委員会に来ていただいてお話を聞くということも考えられます。今回の発令については、28名、今の形で御了承いただきたいと思えます。

以上です。

○石川委員長 本件につきましては、多くの委員の御意見もございますので、委員長預かりとさせていただいて、引き続き調整を相談させていただきたいと思えます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上となります。次回以降の日程については、事務局からお願いいたします。

○加藤参事官 参事官の加藤です。

次回の日程につきましては、第14回になりますけれども、これは9月22日、月曜日の午後、さらに第15回、次の次でございますけれども、これは9月29日、翌週の月曜日の午後に予定させていただければと考えております。2週連続の開催となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。会場でございますけれども、いずれも第4合同庁舎220会議室、この建物の2階の講堂になります。内容につきましては、差別解消法に基づきます基本方針

につきまして、行政機関等や事業者からヒアリングを行う予定でございます。当日のヒアリングに参加する団体名と詳細につきましては、確定次第、速やかに事務局のほうから御連絡を申し上げます。

以上でございます。

○石川委員長 以上をもちまして、第13回「障害者政策委員会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。